

「実践的な職業能力開発支援の実施」事業

平成22年8月

職業能力開発局能力開発課(田畑課長) [主担当]

1. 施策体系上の位置づけ

評価対象事業は下図の網掛け部分に位置付けられる。

基本目標V 労働者の職業能力の開発及び向上を図るとともに、その能力を十分に発揮できるような環境整備をすること											
施策大目標分野	1	2	3								
	職業能力開発	職業キャリアの形成	興 技能の継承・振								
<table border="1"> <tr> <td colspan="2">施策中目標</td> </tr> <tr> <td>1</td> <td>多様な職業能力開発の機会を確保すること</td> </tr> </table>				施策中目標		1	多様な職業能力開発の機会を確保すること				
施策中目標											
1	多様な職業能力開発の機会を確保すること										
<table border="1"> <tr> <td colspan="2">施策小目標</td> </tr> <tr> <td>1</td> <td>ジョブ・カード制度を推進すること</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>助成金や能力評価制度を通じて職業能力開発に対する支援を行うこと</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>職業能力開発を充実すること</td> </tr> </table>				施策小目標		1	ジョブ・カード制度を推進すること	2	助成金や能力評価制度を通じて職業能力開発に対する支援を行うこと	3	職業能力開発を充実すること
施策小目標											
1	ジョブ・カード制度を推進すること										
2	助成金や能力評価制度を通じて職業能力開発に対する支援を行うこと										
3	職業能力開発を充実すること										

その他、以下の事業と関連がある。

「職業能力形成機会に恵まれなかった者に対する実践的な職業能力開発支援の実施」事業（政策体系v-2-1）において実施してきた、「委託訓練活用型デュアルシステム」を、訓練対象者を限定せず実施するものである。

2. 関連施策の経緯と現状 ー問題点と解決の方向性

フリーターの若者等の職業能力形成機会に恵まれなかった者に対し、実践的な職業能力開発の支援するため「職業能力形成機会に恵まれなかった者に対する実践的な職業能力開発支援の実施」事業において委託訓練活用型デュアルシステムを展開してきたところ。

委託訓練活用型デュアルシステムは、職業能力形成機会に恵まれなかった者のみならず広く実践力の習得が必要な求職者に対しても有効と見込まれることから、採用に当たって即戦力となる人材が求められる中、訓練対象者を限定せず委託訓練活用型デュアルシステムを展開し、再就職の支援を実施することとする。

3. 事業の内容

(1) 実施主体

都道府県

(2) 概要

企業実習を通じた実践力の習得が必要な求職者に対し、民間教育訓練機関等における座学と企業等における実習を一体的に組み合わせた実践的な職業訓練として「日本版デュアルシステム」を民間教育訓練機関等に委託して実施する。

(3) 目的

企業実習を通じた実践力の習得が必要な求職者に対して本事業による訓練を実施し、再就職の実現を支援する。

(3) 予算

会計区分：労働保険特別会計雇用勘定

平成23年度予算要求：3,103百万円

事業全体に係る予算の推移：

H19	H20	H21	H22	H23
—	—	—	—	3,103

4. 評価（必要性、有効性、効率性）

（1）必要性の評価

①行政関与の必要性（民間に任せられないか）：有/無

本事業は、公共職業訓練の一環として実施するもので、職業能力形成機会に恵まれなかった者のみならず広く求職者全般の能力開発を支援することにより、公益性を有する。

②国で行う必要性（地方自治体に任せられないか）：有/無

本事業は、都道府県が実施する予定

③民営化・外部委託の可否：可/否

本事業では、企業実習は企業、座学は民間教育訓練機関等を活用して行うものであり、民間の活用を行うものである。

④他の類似事業との整理

1) 民間に類似の取組はないか

座学と企業等における実習を一体的に組み合わせた「日本版デュアルシステム」として実施する民間教育訓練機関等の存在も有り得る。

2) 地方自治体に類似の取組はないか

地方自治体が自主的に実施する訓練として「日本版デュアルシステム」が有り得る。

3) 他省庁に類似の取組はないか

なし

（2）有効性の評価

（政策効果が発現する仕組み）

- ①企業等における実習（OJT）と座学（OFF-JT）を効果的に組み合わせることにより、企業の即戦力志向に対応した実践的な訓練を実施。
- ②訓練修了後は、修得した実践的な能力により、企業等への就職活動を行う。
- ①②の結果、求職者である訓練受講生の就職を促進する。

（検証）

効果の発現には、訓練期間及び就職活動要因から、およそ7～8ヶ月程度かかると考えられる。

(3) 効率性の評価

本事業では、企業内での実習（OJT）と座学（OFF-JT）を効果的に組み合わせることにより、企業の求める能力の高度化に対応した実践的な能力開発を可能とするものであり、従来の実習訓練のウエイトが相対的に低い訓練に比べ、実践的能力を付与する訓練効果は向上すると思われる。

(4) その他（公平性、優先性等評価すべき視点があれば記載）

特になし

5. 評価の反映

平成23年度予算概算要求において所要の予算を要求する

6. 事後の検証

(指標)

本事業が期待した効果を発揮したかどうかについては、下記の指標を定め測定することとする。また、下記に示す達成時期を待たず、必要があればその都度改善を講ずるものとする。また、効果の分析には下記の参考統計も参照するものとする。

○アウトカム指標

指標名	目標値（達成水準／達成時期）	事業と指標の関連
委託訓練活用型デュアルシステム修了者による就職率（％）	65％／平成23年度	
（調査名・資料出所、備考等） 厚生労働省職業能力開発局調べ。訓練修了後3ヶ月後の就職率。		

○参考統計

指標名	事業と指標の関連
委託訓練活用型デュアルシステムの受講者数	
（調査名・資料出所、備考等） 厚生労働省職業能力開発局調べ。	

(評価計画)

本事業の効果を測定するために、上記の指標を年度終了後集計し、効果を検証することとする。